

事務連絡

平成 23 年 2 月 28 日

各都道府県協会
事務局長様

一般財団法人日本ドッジボール協会

送付ご案内

いつもお世話になります
下記書類をご送付いたします。
よろしくお取り扱いのほどお願い申し上げます。

記

1、選手用ユニフォーム関連について

- ① 選手用ユニフォームについて(再送付)
- ② 選手用ユニフォーム作成のガイドライン
- ③ ユニフォーム規定(再送付)

2、新ルールブック取扱について

3、公認審判員規程細則の変更

公認審判員資格取得認定会受講料・認定料・年間登録料・更新料に関する細則

(新ルールブック代金 2,000 円の改定により審判員資格講習会受講料を上限額
3,000 円を 4,000 円に変更しました)

事務局 本多正樹

選手用ユニフォームについて

平成22年12月27日

一般財団法人 日本ドッジボール協会

1 概要

- (1) 次回競技規則改正（平成23年4月）において、ユニフォームに関する条項を改正する。新たにユニフォーム規定（以下、本規定）を設け、選手用ユニフォームの規格を定める。
- (2) 本協会主催の全国大会ならびに予選大会に出場するチームに対しては、平成23年度より競技規則ならびに本規定に適合したユニフォームの着用を義務付ける。
- (3) 本規定の施行にあたり、3年間の移行期間を設定する。移行期間中の全国大会の予選大会については、主催者及び主管協会が本規定の取り扱いを協議し、決定することができる。
- (4) 本協会は、平成23年度より全国大会における選手用ビブスの貸与を廃止する。

2 経緯

本年度小学生カテゴリーの細分化により、全国大会を目指す「D-1」カテゴリーが新たに誕生した。全国大会を目指し高い志と情熱をもつチームが1千を超え、「D-1」はますます発展することが期待されている。本協会は、チームが自らのユニフォームを着用して試合に参加することにより、チームが主体性と誇りをもって大会に出場できるものと考える。

3 詳細

- (1) 次回競技規則改正（平成23年4月）において、ユニフォームに関する条項を改正する。新たにユニフォーム規定（以下、本規定）を設け、選手用ユニフォームの規格を定める。
- ・ユニフォーム規定は、D-1及びD-1Gを対象範囲とし、D-2、D-3を含まない。
- (2) 本協会主催の全国大会ならびに予選大会に出場するチームに対しては、平成23年度より競技規則ならびに本規定に適合したユニフォームの着用を義務付ける。
- ・移行期間中の全国大会予選会については、主催者及び主管協会が、本規定の取り扱いを協議し、決定することができる。
- (3) 平成23年度以降、全国大会における選手用ビブスの貸与を廃止する。
- ・ここでいう選手用ビブスとは、日本協会が所有するものを指す。
 - ・都道府県協会を初め大会主催者は、選手用ビブスの貸出について、日本協会の基本方針を踏まえた上で、十分に検討されたい。

4 今後の予定

平成22年12月27日（月）	ユニフォーム規定発表
23年 1月17日（月）	ユニフォームサンプル発表予定（日本協会HP）
3月26日・27日（土・日）	全国大会会場（大阪・舞洲アリーナ）で ユニフォームサンプル披露
4月 1日（金）	競技規則改正・ユニフォーム規定施行
8月	全国大会でユニフォーム着用開始

5 その他

- (1) 本協会では、一連の選手用ユニフォーム対策として、チームの経済的負担を最小限に抑え円滑な移行ができるように、支援策を早急に決定する。
- (2) 現在チームが使用しているユニフォームを活用できるよう、選手番号の貼付、「台地」制作（野球の背番号等に見られる布地に番号を貼り付けたもの）について協会が便宜を図るよう手配を進める。
- (3) 選手用ビブスは不特定多数の選手が着用するため、衛生上の問題が指摘されてきた。特に、昨年度新型インフルエンザ流行の際はビブスの共用等による接触感染について懸念する声がチーム関係者から多数寄せられ、各協会は対応に追われた。
- (4) 協会が所有する選手用ビブスのうち、経年劣化の進んでいるものや紛失のため欠番の出ているものもある。今後廃棄となるものが増え、各協会への貸出が終了する見通しである。
- (5) 現在本協会が使用する「選手用ビブス」は、設立当初、当時の協賛社等との契約により制作、協賛社のロゴマーク等を配して使用した経緯がある。また、ユニフォームが無くても気軽に参加できるメリットがあった。
近年、ほとんどのチームが自チームのユニフォームを着用していること、現在では全国大会の特別協賛社が存在しないことなどから、ビブス着用の必要性が薄れている。
- (6) 本協会が所有する選手用ビブスはサイズが1種類だけのため、サイズが合わず不便を感じている選手もいる。

選手用ユニフォーム作成のガイドライン

平成23年2月21日

一般財団法人日本ドッジボール協会

ユニフォーム規定に基づき、選手用ユニフォーム作成のガイドラインを定めました。

各チームにおいては、ユニフォームを準備する際の参考にしてください。

ユニフォームの色彩、デザイン

■色彩

前面と背面は同色、同柄でなければいけません。複数の色、切り返しのラインなどを使用することができます。ストライプ、ボーダー柄なども認められます。

■デザイン

規定で認められているのは、半袖、長袖、ノースリーブのいずれかです。ユニフォームの下にアンダーシャツやパンツなどを着用する場合は、単色（ユニフォームと同じ色である必要はありません）無地に限ります。

選手番号

■デザインの指定

選手番号は、試合中の判定において当該選手を確定するために欠かせない表示です。サイズ、色、文字体、デザインは判別が容易でなければなりません。本協会では今後視認性、判別性に優れたデザインに本協会の認証を与えることとします。選手番号の中に、協会ロゴを埋め込みます。

〔本協会が指定する選手番号デザイン〕

1234567890

1234567890

1234567890

1234567890

1234567890

- ・色は単色 フォントは5種類 高さは12cm, 15cm, 20cmの3種類
- ・カラーチャートを用意、使用可能なカラーの組み合わせ例を示しました。

ロゴマーク ラニアルマーク	白	黒	イエロー	ロイヤルブルー	紺	赤	ピンク	シルバー	ゴールド
ホワイト		123		123	123	123			
ブラック	123		123			123	123	123	123
ネイビー	123		123			123	123	123	123
ブルー	123		123			123	123	123	123
イエロー		123		123	123	123			
レッド	123	123	123	123	123		123	123	123

■取扱業者

本協会では、指定する選手番号が速やかに普及することを第一と考え、本協会が指定した業者に取り扱いを依頼することにいたしました。当面は1社のみとしますが、順次取扱業者を増やしていく予定です。

取り扱い業者 ミズノ株式会社 住所 大阪市住之江区南港北1-12-35

電話 06-6614-8325

取り扱い開始日 平成23年3月26日（土）

表示

■チーム名、所属都道府県（活動地域）名、製造メーカー名（ロゴマーク）

・ユニフォームに各種表示を行う場合、それぞれの位置が規定により定められています。また、ユニフォームのデザインや選手番号により、取り付け可能な位置や大きさが変わってきますのでご注意ください。

・チーム名は、文字（和英いずれも可）、数字、イラスト、マークで表されたものを指します。

・所属都道府県名は、活動地域名でも可能です。「県」や「町」の有無は問いません。

（都道府県名の例）北海道、東京、香川 （活動地域の例）札幌、奥沢、東かがわ市

■デザインの例





■ユニフォームへの選手番号取り付けについて

①現在チームが所有するユニフォームに選手番号を取り付ける場合

- ・取り付け可能かどうか、お近くのスポーツ店などにお問い合わせください。
その際、選手番号の取扱業者が指定されていることも合わせてお伝えください。
- ・現在使用しているユニフォームの色彩やデザイン、表示が、ユニフォーム規定に適合していれば引き続き使用することが可能ですが、選手番号は新たに指定したものを取り付けてください。
- ・ご不明の点は、協会事務局にお問い合わせください。

②新たにユニフォームを購入する場合

- ・スポーツ用品店などにお問い合わせください。
その際、選手番号の取扱業者が指定されていることも合わせてお伝えください。
- ・ウエアのメーカーは問いません。
- ・ミズノ株式会社は本協会が監修したドッジボール専用ユニフォームを開発しました。
選手の動きを分析し、最適な素材を採用、独自の裁断を施しています。
選手番号の取り付けも安価でスムーズに行うことができます。
- ・3月26日（土）受注開始予定 全国大会会場（舞洲アリーナ）でサンプル披露
- ・全国のミズノ販売店で受注を受け付けます。

選手用ユニフォームに関するお問い合わせ

FAX、メールで受け付けます。電話によるお問い合わせには応じかねます。

一般財団法人日本ドッジボール協会事務局

FAX 03-5776-1840

メール office@dodgebail.or.jp

【メーカー・業者へのお問い合わせは固くお断りいたします】

一般財団法人日本ドッジボール協会

ユニフォーム規定

第1条 目的

本規定は、一般財団法人日本ドッジボール協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

第2条 ユニフォーム

- (1) 本規定においてユニフォームとは、シャツ、パンツの2点を総称したものをいう。
- (2) チームは、本規定で定められたユニフォームを1種類以上用意しなければならない。

第3条 着用義務

- (1) チームは、公式競技会の試合においては、本規定で定められたユニフォームを着用しなければならない。
- (2) チームは、公式競技会の試合においては、全員が同じユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 公式競技会とは、本協会が主催する全国大会及び予選大会のことを指す。

第4条 ユニフォームの色彩、デザイン

- (1) シャツ
 - ①シャツの前面と背面の色彩は同じであるものとする。
 - ②シャツは半袖、長袖、ノースリーブのいずれかとする。
 - ③シャツの下に重ね着をする際は単色無地のものに限る。
- (2) パンツ
 - ①パンツの前面と背面の色彩は同じであるものとする。
 - ②パンツはシャツと同じ色彩、デザインである必要はない。
 - ③パンツの下にソーターなどを着用する際は単色無地のものに限る。

第5条 ユニフォームへの表示

ユニフォームシャツの前面と背面には選手番号を必ず表示しなければならない。その他表示できるものはチーム名・所属都道府県名（活動地域名）・製造メーカー名（ロゴマーク）とし、それぞれ表示できる場所と大きさは以下の通りとする。

(1) 選手番号

①選手番号は、服地と明確に区別しうる色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。色や文字体、デザインは本協会が別途指定したものを使用する。

②選手番号を表示する場所及びサイズは以下の通りとする。

シャツ前面 中央で上部が襟下5cm以上の位置に、高さ12cm以上20cm以下

シャツ背面 中央で上部が襟下5cm以上の位置に、高さ20cm。

パンツに選手番号を表示する必要はない。付する場合は、前面の右側に、高さ10cm以上15cm以下。

③選手番号は1から20を使用するものとする。

(2) チーム名

①チーム名を表示する場合は、前面右胸もしくは左胸と前面及び背面の選手番号上部に付することができる。

②前面左胸に付する際は、40cm²(4cm×10cm)を超えないサイズとする。前面及び背面選手番号上部に付する際は、高さ6cm以下、幅30cm以下とする。

(3) 所属都道府県名

シャツ 左袖もしくは左胸 1力所 40cm²以下(4cm×10cm)

(4) 製造メーカー名（ロゴマーク）

シャツ 右胸もしくは左胸 1力所 20cm²以下

パンツ 前面右もしくは左 いずれか1力所 20cm²以下

第6条 広告の表示

(1) 広告表示の制限

ユニフォームに第三者のための広告を表示できるのは、以下の場合のみとする。

①本協会が許可した企業、もしくは団体の広告

②本協会が主催する大会に協賛する企業、もしくは団体の広告

(2) 広告の条件

①広告の表示箇所は以下の通りとする。

シャツ 右袖もしくは左袖1力所 40cm²以内(4×10cm)

パンツ 前面右もしくは左1力所 20cm²以内

②広告はシャツ、パンツ合わせて2社までとする。

(3) 広告表示期間

本協会または本協会主催大会の規定等により表示期間を別途定める。

第7条 その他

本規定に定めのない事項については、チームは本協会または公式競技会主催者の判断に従わなければならない。

第8条 移行期間

- ①本規定は、平成23年4月1日より平成26年3月31日までの移行期間を設定する。
- ②移行期間中の全国大会予選会（ブロック及び都道府県予選）について、主催者及び主管協会が、本規定の取り扱いを協議の上、決定することができる。

第9条 改正

本規定の改正は、本協会理事会の決議に基づきこれを行う。

第10条 施行

本規定は、平成23年4月1日より施行する。